

郡山市立郡山第四中学校いじめ防止基本方針

郡山市立郡山第四中学校

1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめの防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「郡山市いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「郡山市立郡山第四中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

※いじめの防止に対する基本となる考え方

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめに対する学校の責務

- (1) 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに生徒自身がいじめについて主体的に考え、行動できるよう、指導、支援する。
- (3) 学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

- (4) 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 学校は、相談体制を整備するとともに、生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 学校は、生徒会や生徒による自主的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめ問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) 学校は、ネットいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び生徒、保護者への啓発活動を行う。

4 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔郡山第四中学校いじめ防止対策委員会〕

委員会の構成は校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年生徒指導係、SCによるものとし、校長が必要に応じて毎年度委員を任命する。

なお、内容や案件によっては他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

(2) いじめの未然防止

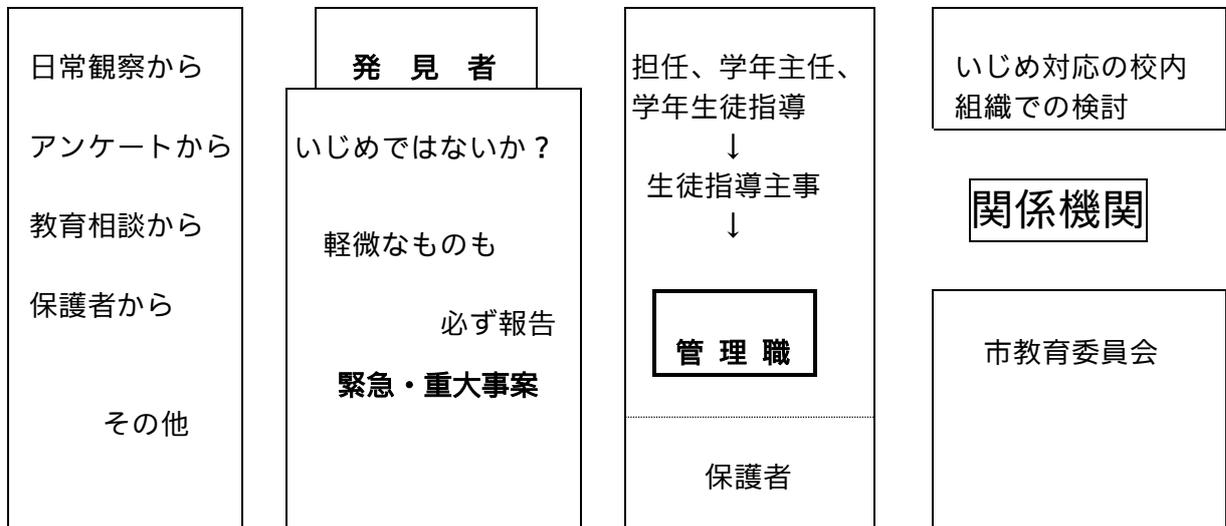
- ① 教育全体を通じた道徳教育及び体験活動の充実。
- ② 学級活動・道徳・総合的な学習の時間を通じた生徒間の望ましい人間関係の醸成。
- ③ 授業の充実や諸活動を通し、教師と生徒の信頼関係を築く。
- ④ 未然防止や生徒の変容を把握するためのアンケートの実施。
- ⑤ いじめの様態や特質等についての校内研修や職員会議を通して共通理解を図る。

5 いじめの早期発見、早期対応

- ① 生活ノートや生活の様子を観察による生徒の変化を見逃さない。
- ② 最低年3回（6・10・1月）のアンケート（悩み・困りごと調査）の実施
- ③ 複数の教員で対応し、組織的に対応する。
- ④ SCや養護教諭、医療機関などの専門機関との連携

6 いじめに対する措置

(1) 報告等の基本的な流れ



(2) 初期対応

- ① いじめやいじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 些細な兆候であっても見逃すことなく早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実に
行い、情報を共有する。
- ④ 関係した生徒双方からの事実確認を行い、正確な事実把握に努める。

(3) 早期解決に向けた主な対応

- ① 校長のリーダーシップのもと、情報を共有し、役割を分担して取り組む。
- ② いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対する指導、支援を状況に応じて的確に行う。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関等との連携を図る。
- ④ 法を犯す行為が伴う場合は、早期に警察等に相談し、協力を求める。

(4) いじめを受けた生徒への主な対応

- ① 事実確認とともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。
- ⑤ 保護者に対しては、いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を直接
伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ⑥ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑦ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑧ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(5) いじめを行った生徒への主な対応

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした
対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめら
れる側の気持ちを認識させる。
- ③ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より
よい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ④ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認
識させ、家庭での指導を依頼する。
- ⑤ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(6) いじめが起きた集団への主な対応

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観
者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導す
る。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自
分たちの問題として意識させる。

(7) 再発防止に向けた主な対応

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりの取組を強化する。

(8) ネット上のいじめへの主な対応

- ① インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ② 掲示板等への誹謗・中傷等の対応は次のような手順で行う。
 - ア 書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。(プリントアウトが困難な場合はデジカメ等で撮影する。)
 - イ 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求を行う。(管理者にメール送信)
 - ウ 管理者の連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない場合、プロバイダへ削除依頼を行う。
 - エ 削除されない場合、警察や法務局に相談する。
- ③ ネット上のいじめ防止には、保護者の協力が不可欠であることから、保護者会や研修会等の機会をとらえ、フィルタリングの設定等の予防策や家庭におけるルールづくり等、啓発活動を強化する。

(9) その他

その他、実態に応じて、いじめへの対処について実効的な取組を実施する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ※ いじめにより自殺を企図した場合、身体に重大な障害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の発生と調査

《対応の流れ》(教育委員会の指導・助言のもとに実施)

- ① 校内に、重大事態の調査組織を設置
- ② いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ③ 調査結果を市教育委員会に報告
- ④ 調査結果を踏まえた必要な措置

(3) 調査

〈いじめを受けている生徒からの聞き取りが可能な場合〉

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた生徒の事情や信条を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援を行う。

〈いじめを受けている生徒からの聞き取りが不可能な場合〉

生徒が入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

(4) いじめられた生徒が自殺したときの対応

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていく

- ① 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 遺族に対して主体的に在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等についてできる限り遺族と合意しておく。
- ④ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ⑤ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

(5) 関係生徒への対応

- ① いじめを受けた生徒に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。また、生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- ② いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認とともに、必要な指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめた生徒の改善が困難な場合には、当該生徒に対し、別室登校、総合教育支援センターへの通級指導、出席停止等の措置を段階的に講じる。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任について
 - ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。さらに、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
 - イ 情報提供に当たっては、関係する生徒のプライバシー保護に常に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮する。
 - ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケート調査については、いじめられた生徒又はその保護者に情報提供する場合があることを前提に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置を講じる。